公　示　送　達　書

告示　第 273 号
令和８年１１月１３日

玉村町長　石川　眞男

次の書類は、通常の方法では送達不能であるので、玉村町役場税務課に保管してあります。書類の宛名人、またはその関係者の方の申し出があれば、いつでもお渡し致します。

なお、この掲示は 地方税法第２０条の２ の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して７日を経過した日に次の書類が送達されたものとみなします。

送達すべき書類を特定するために必要な情報

地方税法第２９４条及び町税条例第２３条に規定する書類
地方税法第２４条並びに群馬県税条例３２条に規定する書類

送達を受けるべき者の氏名又は名称

・NGUYEN　CONG　VU
・UMER